

一般社団法人 日本医学教育評価機構 定款施行細則第2号

役員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構定款第21条に基づき、役員の選任について定める。

(理事候補者の選出)

第2条 社員の中から、推薦又は立候補の申し出により理事候補者を選出する。

2 前項のほか、理事会の決議により社員以外の学識経験者から理事候補者を選出することができる。

(理事の選任)

第3条 前条により選出された理事候補者から、次の各号により10名以上18名以内の理事を社員総会において選任する。

(1) 全国国公私立の医学部長（医学群長、医学類長等を含む）、医科大学長、及び医科大学校長である理事候補者より5名以上8名以内

(2) 医師の育成を支援する団体の代表者である理事候補者より2名以上3名以内

(3) 前条第2項の学識経験者である理事候補者より3名以上7名以内

2 理事が任期途中で退任した場合は、前項各号に従い前任者と同一区分から補欠の理事候補者を理事会で選出し、社員総会において選任する。

(理事長等の選定)

第4条 理事長、副理事長及び常勤理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(監事の選出・選任)

第5条 監事は、理事会において選出した監事候補者の中より3名以内を社員総会において選任する。

(社員である役員)

第6条　社員である理事又は監事が任期途中で社員でなくなった場合は、任期の満了する日をもって退任とする。ただし、辞任による退任を妨げない。

2　前項の規定は、定款第9条及び第10条により社員資格を喪失した場合には適用しない。

附 則

1. この規則は、平成27年12月11日から施行する。